平成11年(行ケ)第328号 審決取消請求事件 平成14年3月7日口頭弁論終結

株式会社 第一興商 訴訟代理人弁護士 土 肥 原 光 圀 龍 全己 村 同 正 同 林 孝 原 訴訟代理人弁理士 島 典 牧 同 谷 ラザ 工業株式会社 被 告 熊 男 訴訟代理人弁護士 倉 禎 久郎 佐 尾 重 田 同 中 伸 飯 同 田 圭 訴訟代理人弁理士 富 澤 孝 文

特許庁が、平成10年審判第35105号事件について、平成11年8 月17日にした審決を取り消す。

訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

- 第 1 当事者の求めた裁判
 - 原告

主文と同旨。

2 被告

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

- 当事者間に争いのない事実 第2
 - 特許庁における手続の経緯

被告は、発明の名称を「電子音楽再生装置」とする特許第2508394号 (平成2年10月2日出願。平成8年4月16日設定登録。以下「本件特許」とい い、その発明を「本件発明」という。)の特許権者である。原告は、平成10年3 月17日、本件特許を無効とすることについて審判を請求した。特許庁は、これを 平成10年審判第35105号事件として審理し、その結果、平成11年8月17 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をして、同年9月8日、その 謄本を原告に送達した。

本件特許の特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲は、次の「請求項1」のみである。

【請求項1】楽曲のデジタル楽音情報を格納した楽音情報記憶部と.

背景情報を格納した映像記憶部と,

記憶された前記各情報を読み出し伴奏音の再生と共に背景映像並びに歌詞 の画像表示を行うように装置の動作制御を行う制御部とを備える電子音楽再生装置 において,

前記楽音情報記憶部に格納されるデジタル楽音情報は,種々の楽器の演奏 情報と歌詞表示指示情報と、を有し、

前記歌詞表示指示情報は、歌詞の表示・消去指示情報と、前記演奏情報の 主旋律の進行に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報と、色変 えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように、前記演奏情報の主旋律の進 行に適合する異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報と、を含むよう構成さ ħ.

制御部は、前記各指示情報に基づき歌詞の画像表示制御を行うと共に 変え幅情報に基づいて、現在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えを 行うよう制御することを特徴とする電子音楽再生装置。」

審決の理由の要点

別紙審決書の理由の写し記載のとおりである。要するに,①本件特許の願書 に添付された明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲の記載は、 特許を受けようとする発明の構成に不可欠の事項を欠如しているとまではいうこと ができず、本件特許は、平成6年法律第116号による改正前の特許法(以下「旧 特許法」という。) 36条4項に違反しない、②本件明細書の発明の詳細な説明の 記載は、当業者が容易に実施することができる程度のものでないとまではいうことができず、本件特許は、旧特許法36条3項に違反しない、③本件発明は、特開平2-24294号公報(審判甲第1号証。本訴甲第4号証。以下「甲第4号証刊行物」という。)、実願昭63-58823号(実開平1-72782号)のマイクロフィルム(審判甲第2号証。本訴甲第5号証。以下「甲第5号証刊行物」という。)及び特開昭63-48595号公報(審判甲第3号証。本訴甲第6号証。以下「甲第6号証刊行物」という。)に記載された各発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるとすることはできない、として、請求人(原告)の主張する無効事由をすべて斥けるものである。第3 原告主張の審決取消事由の要点

審決は、①本件明細書に旧特許法36条4項違反があるか否かについての判断を誤り(取消事由1)、②本件明細書に旧特許法36条3項違反があるか否かについての判断を誤り(取消事由2)、③甲第4号証刊行物に記載された発明の認定を誤った結果、本件発明の進歩性の判断を誤った(取消事由3)。これらの誤りがそれぞれ審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、審決は、違法なものとして取り消されるべきである。

- 1 取消事由1(旧特許法36条4項違反についての判断の誤り)
 - (1) 歌詞の情報の記憶位置についての記載不備

審決は、カラオケ装置などの電子音楽再生装置において、「歌詞」を表示する仕組み自体は、当業者にとって周知であるから、本件明細書の特許請求の範囲に「歌詞」を表示する仕組みが記載されていないことをもって発明の構成に欠くことができない事項を欠いているとまではいえない、と認定判断した。しかし、この認定判断は誤りである。

本件発明は、「レーザディスクなどを用いた音楽再生装置においては、表示を情報とは別個に記録されている。後情報に基づき歌詞表示の色変ほののが調整することは極めて見ります。とは一致するように微調整することは極めて見ります。ことでであるように微調を表示の色変を用いたのとでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というである。というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、というである。歌詞を解して、歌音を記されて、歌音を記されている。

ところが、後者の歌詞表示指示情報については、楽音情報記憶部に記憶されることが、本件明細書の特許請求の範囲に記載されているのに対し、前者の歌詞の基本データについては、本件明細書の発明の詳細な説明に映像記憶部に記憶する旨が記載されているだけで(甲第3号証の2の3頁27行~28行、4頁21行~22行、7頁2行~4行)、特許請求の範囲には、どこに記憶されるかについての記載がない。

審決は、特開昭60-214178号公報(甲第7号証)を挙げて、「歌詞」を表示する仕組み自体が当業者において周知であるとした。しかし、原告がここで問題にしているのは、歌詞そのものの所在が特許請求の範囲に記載されていないということであり、歌詞を表示する仕組みに関することではない。審決は、原告が主張するこの点について何らの判断も示していない。

同公報には、背景映像をビデオディスクに記憶する一方、歌詞に関する情報は演奏情報とともに他のメディア(CDなど)に記憶することが開示されている。これは、歌詞そのものの情報は映像情報記憶部に記憶するという、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された構成とは明らかに異なるものであるから、同公報記載の技術が周知であったとしても、そのことをもって、特許請求の範囲に、「発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項」が記載されているとみることはできない。

(2) 主旋律の進行と、歌詞文字の色変えとを一致させる仕組みについての記載

審決は、主旋律の音を発音するタイミングと、歌詞文字の色変えを進めるタイミングとを一致させる技術的仕組みに関して、「本件明細書の特許請求の範囲 の請求項1の記載全体をみるとそれらタイミングを一致させる技術的仕組み自体に ついて特許を受けようとしているものとは認められ」ない(審決書11頁3行~6 と認定判断した上で、記載不備はないとの結論を導いている。しかし、この 行) 認定判断は誤りである。

本件発明の目的は,歌詞の文字毎の色変え画像表示をその楽曲の主旋律の 進行にほぼ一致させて行う,ことであり,その効果は,主旋律の音の再生タイミン グに対応して正確に文字の色変化を行わせることが可能となる、ということである から、本件発明において、カラオケ伴奏音楽における主旋律の音を発音するタイミ ングと、歌詞文字の色変えを進めるタイミングとを一致させる技術的仕組みは、本 質的な要素である。

本件明細書に記載された唯一の仕組みは、歌詞表示指示情報を演奏情報中 に組み込むことであり、当該仕組みに関し、特許請求の範囲には、「前記楽音情報 記憶部に格納されるデジタル楽音情報は、種々の楽器の演奏情報と歌詞表示指示情 報と、を有し、」とあるだけで、演奏情報と歌詞表示指示情報とがどのような関係 にあるのかについての明確な記載はないから、「発明の詳細な説明に記載した発明 の構成に欠くことができない事項」が特許請求の範囲に記載されていない、という べきである。

取消事由2(旧特許法36条3項違反についての判断の誤り)

記憶媒体及び再生装置についての記載不備

審決は、情報記憶手段、映像再生装置に関して「本件出願当時周知の技術で言えば、少なくとも背景映像についてはCD、レーザーディスク、ビデオテープ 等の記憶(記録)媒体とそれらの読出(再生)装置が適しているということがで き」る(審決書12頁4行~8行),と認定判断したが、誤りである。

<u> 上記レーザーディスクなどを用いた音楽再生手段は、歌詞に関する情報が</u> 一体的に映像情報として記憶されているもので、本件明細書に記載された発明とは 構成が異なっている。審決は、このことを看過した結果、当業者が、本件出願当時 周知の技術によって本件発明を容易に実施することができると誤認したものであ る。

背景映像データのデータ形式についての記載不備 審決は、背景映像データのデータ形式について, 「記録されるデータ形式 は、利用しようとする記憶(記録)媒体に適した例えば標準化されたもので十分と (審決書13頁2行~5行)と認定しているが、誤りである。 認められる。」

本件明細書に記載された発明は、歌詞そのものの情報だけが背景映像と共 に映像記憶部に格納される、という特異な構成のものであるから、従来のカラオケ 装置で採用されていた背景映像と同様な映像データが利用できるのか否か不明であ る。

(3)歌詞のデータ形式についての記載不備

審決は、歌詞の基本データのデータ形式について、「少なくとも例えば上 記周知例に記載されている2つのもののうち歌詞の各々の文字のディジタルコード を記録するキャラクターコードモードとすれば、所望の表示ができることは明らかである。」(審決書13頁6行~10行)と判断したが、誤りである。

審決が上記周知例として挙げる特開昭60-214178号公報は、歌詞 に関する情報が背景映像とは別個に記憶されているもので、歌詞そのものの情報 (本件明細書の実施例にいう「歌詞の基本データ」) を映像記憶部に記憶した本件 発明とは異なる。上記周知例に記載された技術から本件発明における歌詞の基本デ 一タの構成を類推することはできない。

背景映像と歌詞の重畳表示についての記載不備

審決は、背景映像に歌詞を重ねて表示する機能に関し、 「本件発明は. の従来技術の歌詞の色変え表示について改良したものであるから、映像情報と歌詞 情報については同時に重ねて画像表示することを主眼としたものであることは明らかである。」(審決書14頁2行~6行)と認定判断したが、誤りである。

審決のいう従来技術として本件明細書に記載されているのは,歌詞に関す る情報が一体的に映像情報として記載されている構成だけである。一方,本件発明 は、歌詞に関する情報のうち、色変えに関する情報を分離して楽音情報記憶部に格 納したものであるから、残る歌詞そのものの情報(歌詞の基本データ)が映像記憶 部に格納される場合,それがどのようなデータとしてどのように格納され,どのよ うにして画面に表示されるのかは、発明の詳細な説明には全く記載がなく、 不明で ある。

背景映像データと歌詞の基本データの回路構成とデータ処理の内容につい (5)ての記載不備

審決は,背景映像データと歌詞の基本データの回路構成とデータ処理の内 容に関し、「周知のスーパーインポーズをするための装置の回路とデータ処理内容 で十分と認められる。」(審決書14頁8行~10行)と認定判断したが、誤りで ある。

上記認定判断において引用された周知例は,歌詞に関する情報は背景映像 とは別に記憶されているものであるから、歌詞そのものの情報を映像記憶部に格納 した本件発明とは、前提となる構成が異なる。上記周知例の記載から本件発明を容 易に実施することは,できることではない。

画面表示された歌詞の一部分を特定する手法についての記載不備

審決は、楽曲自体の選択や画面に表示しようとする1曲の歌詞のうちの一部分(一画面分)の特定に関し、「上記周知例に説明されている手法と同様の手法 で特定できることは明らかであるから,1曲の歌詞のうちの一部分を特定する点の 説明がないから本件発明を当業者が容易に実施できないということはできない。」 (審決書14頁11行~15行)と認定判断したが、誤りである。

審決は、審決が周知例とするものと本件発明との間には前記のとおりの重大 な相違点があるのに、この相違点を看過した結果、誤って、本件発明は、周知技術 から容易に実施できると判断したものである。

映像再生装置の回路及び画像データ処理についての記載不備

審決は,映像再生装置が画像を作り出す仕組み,表示中の歌詞画像を少し ずつ色変えをするための映像再生装置の回路及び画像データ処理に関し、「本件明 細書並びに図面に概括的に記載されて」いる(審決書14頁16行~17行)と認 定判断したが、誤りである。

本件明細書並びに図面中に、上記「概括的」な記載に当たるものは存在し ない。

- 取消事由3(甲第4号証刊行物記載の発明の認定の誤りによる進歩性判断の 3 誤り)
- (1) 審決は、甲第4号証刊行物には、本件発明に不可欠の構成である「「前記 歌詞表示指示情報は、歌詞の表示・消去指示情報と、前記演奏情報の主旋律の進行 に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報と、色変えを行う文字 が所定の幅ずつ色変えが行われるように、前記演奏情報の主旋律の進行に適合する 異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報と、を含むように構成され、制御部は、前記各指示情報に基づき歌詞の画像表示制御を行うと共に、色変え幅情報に基づいて、現在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えを行うよう制御する」構成を具備していない」(審決書26頁7行~18行)と認定判断した。しか 上記認定判断は誤りである。
 - 審決は、甲第4号証刊行物に、
 - 「『楽曲情報を格納した記憶部と

背景色に関する情報を格納した記憶部と, 記憶された前記各情報を読み出し伴奏音の再生と共に,背景色並びに歌詞の画像表示を行うように装置の動作制御を行う制御部とを備えるカラオケ装置にお いて,

前記記憶部に格納される楽曲情報は種々の楽器の演奏情報と,音楽再生と 歌詞の進行をリンクさせるトリガ信号と、を有し、

前記トリガ信号は,前記音楽再生の進行に適合した歌詞文字の表示を行う 表示された歌詞文字の色変化を行わせるように構成され、前記制御部は、前記トリガ信号に基づき歌詞の表示・消去を行うと共に、 と共に、

色変えを現在色が変わっている位置から音楽再生の進行に伴って一文字ずつでなく徐々に変更するように制御することを特徴とするカラオケ装置。』」(審決書22 頁12行~23頁8行)が記載されている。と認定している。審決が甲第4号証刊 行物記載事項につきこのように認定していることからすれば、審決が甲第4号証刊 行物に記載されていない構成として実質的に認定した事項は、①「色変えを行う文 字が所定の幅ずつ色変えが行われるように、演奏情報の主旋律の進行に適合する異 なった色変えの幅を指示する色変え幅情報」と、②「色変え幅情報に基づいて、現

在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えを行う」こと, であると解することができる。

(3) しかしながら、甲第4号証刊行物には、「文字の色変更あるいは文字消去の場合には色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって文字の色変更を行い(31)、ディスプレイ9に表示するのとう。このとき、変更された文字の色が背景と同一であれば文字が消去されるのと同じ効果を奏し、違うときには文字が徐々に色変わりをするように見える。また、グラフィック処理を行っているので、一文字づつ不連続に変更するのでなく、連続的に徐々に色を変更することが可能である。」(同刊行物4頁右上欄7行~17行)との記載があり、ここでいう「色変更の開始位置から終了位置まで」という情報は、本件発明における「色変え幅情報」にほかならない。このような色変えの情報(コマンド)を次々に実行することにより、色変更の開始位置から終了位置なるの情報(コマンド)を次々に実行することにより、色変更の開始位置から終了位置なるの全体につき、一文字単位でなく、連続的に徐々に、色変えすることになるのである。

そうだとすれば、甲第4号証刊行物に記載された発明におけるトリガ信号は、本件発明の「歌詞表示指示情報」に該当するもの、すなわち、「歌詞の表示・消去指示情報と、前記演奏情報の主旋律の進行に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報と、色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように、前記演奏情報の主旋律の進行に適合する異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報」とを含むものということになり、その制御部は、本件発明にいう、「前記各指示情報に基づき歌詞の画像表示制御を行うと共に、色変え幅情報に基づいて、現在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えを行うよう制御する」という構成のものということになるのである。

したがって、甲第4号証刊行物が前記(2)①、②の構成を具備していない、 との審決の認定判断は誤りであり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは、 明らかである。

(4) 被告は、甲第4号証刊行物には、「色変更の開始位置から終了位置まで」がどのような情報に基づき、どのように指定されるのかについて、具体的な記載は一切存在しない、と主張する。しかし、本件発明においても、「色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように色変えの幅を指示する色変え幅情報」がないことからすれば、本件明細書において「色変え幅情報」として開示されているものも、色を変える幅(どれだけ)を指定するものが色変え幅情報である、ということに尽きることになる。そうである以上、甲第4号証刊行物記載の発明における「色変更の開始位置から終了位置まで」という情報も、本件発明における「色変え幅情報」に相当するというべきである。

被告は、甲第4号証刊行物には、色変更について、「色変更の開始位置から終了位置まで」が色変更の都度規定されているべきものであるとも何ら述べられておらず、その必要性を示唆する記載もない、と主張する。しかし、トリガ信号が読み取られた際に、どれだけ色を変えるかについての情報がなければ、色変えを実行することができないのは技術的に自明のことであるから、「色変えの開始位置から終了位置まで」を表す情報は常に存在している、ということができるのである。第4 被告の反論の要点

審決の認定判断は正当であり、審決を取り消すべき理由はない。

1 取消事由1(旧特許法36条4項違反についての判断の誤り)について

(1) 歌詞の情報の記憶位置についての記載不備について

な事柄を特許請求の範囲に記載する必要のないことは、当然である。

本件発明においては、歌詞の画像表示にかかわる様々な情報のうち、歌詞表示指示情報以外のもの、例えば歌詞フォントデータ等が、電子音楽再生装置のどこに、いかなる情報とともに、いかなる態様で記憶されているものか、あるいは、歌詞表示指示情報によるもの以外の歌詞の画像表示が、このような歌詞表示指示情報以外の歌詞の画像表示にかかわる情報に基づき、どのように行われるものであるかは、本件特許の「発明の構成に欠くことができない事項」ではなく、したがって、特許請求の範囲に記載する必要はない。

審決が、歌詞の基本データがどこに記憶されるのかについての判断をしていない、との原告の主張は、「歌詞そのものの情報」が本件特許の「発明の構成に欠くことができない事項」であるとの誤った認識を前提にしている点において、失当である。

(2) 主旋律の進行と、歌詞文字の色変えとを一致させる仕組みについての記載 不備について

本件発明は、演奏すなわち主旋律の進行をなさしめる演奏情報と同時に、対応する歌詞表示指示情報を読み出し、実行するものであるから、歌詞表示を演奏に同期させるために歌詞表示指示情報を演奏情報に組み込むという具体的な技術的仕組み自体を採用するかどうかは、本件発明の技術思想にとって必須のものではなく、その実施の際において当業者が適宜検討、選択すべき事項にすぎない。

例えば、「系の任意の部分や装置」の「同期化」の方法として「共通のクロックによって系の任意の部分や装置が、その動作のタイミングをそろえるように制御されること」は、本件特許出願以前から、当業者において、ごく普通に行われてきた周知ないし慣用の技術(乙第1ないし第4号証)である。このような共通のクロック管理により、音楽の再生処理の際の特定のタイミングと同期して、歌詞の色変え指示情報に基づく処理を行うように同情報にタイミング信号を与えることは、当業者が本件特許出願当時の周知ないし慣用の技術に基づき適宜行い得る単なる設計的事項に過ぎない。

- 2 取消事由2(旧特許法36条3項違反についての判断の誤り)について 原告の主張は、その前提とする本件発明の認識が誤っており、そのような誤って認識した本件発明について、当業者の技術常識に基づくことなく、殊更に、実施できないといっているものにすぎない。
- 3 取消事由3(甲第4号証刊行物記載の発明の認定の誤りによる進歩性判断の 誤り)について
- (1) 甲第4号証刊行物には、「色変更の開始から終了位置まで」がどのような情報に基づいてどのように指定されるのかについて、具体的な記載は一切存在しない。色変更について「色変更の開始位置から終了位置まで」が色変更の都度規定されているべきものであることについても何ら述べられておらず、その必要性を示唆する記載もない。

甲第4号証刊行物には、「楽曲情報に、音楽再生の進行に伴っ かえって, て歌詞表示を進行し、および任意に背景色を変更するトリガ信号を混在させるとい う手段も用いた。」(同刊行物2頁左下欄14行~16行)、「楽曲情報に混在さ れたトリガ信号がシーケンサからグラフィック制御装置に入力され、これを処理することによって再生中の歌詞の位置を歌詞の色を変更したり記号によって指示す」 る。このトリガ信号は音楽再生の進行状態を歌詞表示部分に連絡し、音楽再生と歌 詞の進行とをリンクさせるという機能を有する。」(同刊行物3頁左上欄1行~7 、「楽曲情報には音楽再生と歌詞とを対応させて現在再生している部分をディ 行) スプレイ9上に示すためのトリガ信号や、ディスプレイ9の背景色を変更するため のトリガ信号が混在されており、この信号は矢印10のようにシーケンサ4から順次グラフィック制御装置6に入力される。この場合、歌詞の進行についてはパター ンROM5から矢印などの記号を読み出して、音楽の再生部分に対応する歌詞の位 置を指示したり、終了した歌詞の色を変更させたりすることによって音楽再生と歌 詞の表示とをリンクさせる。」(同刊行物3頁右下欄3行~13行)と の記載があり、同刊行物のこれらの記載によれば、同刊行物には、楽曲情報に混在 されるトリガ信号の記録間隔(出現タイミング)を変化させる,あるいは,コマン ドのトリガ数値を変化させる、という具体的な技術的構成を採用し、これにより、

色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行に適合させるということが開示されていると解される。すなわち、甲第4号証刊行物には、「楽曲情報に混在されたトリガ信号」によって、具体的に、どのようにして歌詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行に適合させるのかについて、必ずしも当業者が容易に理解できる程度には開示されているとはいえないものの、同刊行物の第2図のフローチャート及び「トリガ信号に応じてカウントを積算し(24)、コマンドのトリガ数値がカウント値が大きい場合には(YES)次処理に移行し、」との記載 (同刊行物4頁左上欄8行~11行」によれば、楽曲情報に混在されるトリガ信号の記録間隔(出現タイミング)を変化させること、あるいは、コマンドのトリガ 値を変化させることにより「文字の色変更」処理の実行タイミングを調整して、歌

が自然である。 甲第4号証刊行物記載の発明における「色変更の開始位置から終了位置まで」という情報は、本件発明における「色変え幅情報」にほかならないとの、原告の主張は誤りである。

詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行に適合させている,と解するの

(2) 原告は、本件発明においても、色変え幅データが具体的にどのような構造のものであるかについては本件明細書に記載がないから、色を変える幅(どれだけ)を指定するものであればどのようなものであっても、色変え幅データということになり、甲第4号証刊行物記載の発明における「色変更の開始位置から終了位置まで」という情報も、本件発明における「色変え幅情報」に相当することになると主張する。

でする。 でしかしながら、甲第4号証刊行物においては、最終的な効果として文字の色変更が「色変更の開始位置から終了位置まで」の範囲でなされることが示されているのみであり、その範囲での文字の色変更がどのように行われるかについて、ましてや、どのような情報に基づいて行われるかについては、全く示されていないから、原告の主張は誤りである。

原告は、トリガ信号が読み取られた際に、どれだけ色を変えるかについての情報がなければ、色変えを実行することができないのは技術的に自明であるから、「色変えの開始位置から終了位置まで」を表す情報は常に存在していると主張する。

ーロー しかしながら,原告の主張は,単に原告の願望を示すものにすぎず,誤りである。 第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由3(甲第4号証刊行物記載の発明の認定の誤りによる進歩性判断の 誤り)について
- (1) 甲第4号証によれば、同号証刊行物(特開平2-242294号公報)には、次の記載があることが認められる。

ア〔産業上の利用分野〕

「本発明は、カラオケ情報をデータベースとし、これを音楽再生するカラオケ装置に係り、音楽の進行に対応してディスプレイに歌詞を表示または制御するための歌詞表示装置に関する。」(同刊行物1頁右欄下から4行~末行)

イ〔従来の技術およびその課題〕

本発明はこのような従来の課題を解決しようとするもので、二進符号

によってカラオケ情報を記憶・処理する構成において、ディスプレイ上に表示された歌詞のうち、音楽再生が終わった歌詞を一文字づつではなく、徐々に消去したり、表示された歌詞の背景色を適宜変更することができ、さらに楽曲と正確に対応した歌詞の進行が可能なカラオケ用ディスプレイの歌詞表示装置を提供することを目的とする。」(同刊行物2頁左上欄1行~右上欄14行)

ウ〔課題を解決するための手段〕 「本発明は上記目的を達成するために、二進符号化した楽曲情報および歌詞情報からなる複数のカラオケ情報をデータへ一スとしたカラオケ装置において、特定のカラオケ情報を演算・処理する中央制御装置と、この中央制御装置にかって演算・処理された情報によって順次音楽再生を行うと共にディスプレイクターで、常時必要な歌詞情報を記憶するグラフィックビデオメモリと、上記シーケンサからの順次の命令によりであるクビデオメモリと、上記シーケンサからの順次の命令によりであるクビデオメモリと、上記シーケンサからの順次の方にではであるクビデオメモリと、上記シーケンサからの順次の方にといばであるクビデオメモリと、上記シーケンサからの順次の方にといばであるクビデオメモリと、上記シーケンサからの順次の方にといばであるクビデオを関するが表して記述され、自然を表して記述され、自然を表して記述され、自然を表して記述されている。は、音楽再生の進行により、背景色の変更を行うという手をも用いた。」(同類で表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「同様を表して記述では、「記述では、「記述では、「記述では、「記述では、「記述されている」と、「記述されている。」(記述されている)と、「記述されている。」にはいる。」といる。 「記述されている、これでいる。」と、「記述されている。」にはいる。これている。」にはいる。 「記述されている。」にはいる。 「記述されている、これている。」にはいる、これている。」といる、これている。」にはいる、これている。」にはいる、これている。」にはいる、これている。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる。」にはいる、これでいる。」にはいるいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる、これでいる。」にはいる、これでいる。これでいる。」にはいる。これでいる

エ〔実施例〕(別紙図面参照)

(2) 上記(1)の認定によれば、甲第4号証刊行物には、中央制御装置等によりカラオケ情報を演算・処理し、演算、処理された制御用情報に基づき、制御装置が、音楽再生の進行に伴ってディスプレイ上に歌詞を表示し、表示された歌詞について、歌詞を1文字づつではなく徐々に色変わりさせる等の動作の実行を制御する歌詞表示装置を具備したカラオケ装置が記載されているということができる。

また、上記(1) 工で認定したとおり、甲第4号証刊行物の実施例の項には、上記歌詞を徐々に色変わりさせる動作を、「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって」(同刊行物4頁右上欄8行~9行)実行するとの記載がある。

一般に、制御装置において、ある動作を実行させるためには、当該動作に 関する制御用情報が具備されるべきことが技術常識であることは、弁論の全趣旨で 明らかであるから、甲第4号証刊行物の上記カラオケ装置においても、「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更するとによって文字の色変更を行い(31)、ディスプレイ9に表示する(30)」(同刊行物4頁右上欄8行~11行)ために動作を制御する情報が具備されていることは、明らかであるというべきである。この色変更に関する情報には、行われるべき作業の開始であるというである。この位置情報に関する情報(以下「位置情報」という。)と、この位置情報によって特定された範囲において行われるべき作業の内容(色変え)を指定する情報(以下「区間情報」という。)が存在することは、甲第4号証刊行物の上記認定の記載と、上記制御の対象となる動作の内容とから明らかである。

上記位置情報は、単に色変更開始及び色変更終了の位置を表すだけのものであるから、本件発明の「色変え指示情報」に、同刊行物記載の発明における上記区間情報は、上記位置情報によって特定された範囲において行われる作業が色変えであることを表すものであるから、本件発明の「色変え幅情報」に相当するものというべきである。

甲第4号証刊行物における中央制御装置などの制御装置は、本件発明と同様に上記各情報を実行処理するものであるから、本件発明と同様の制御を行うこととなることが明らかである。

(3) 被告は、甲第4号証刊行物に記載された発明においては、楽曲情報に混在されるトリガ信号の記録間隔(出現タイミング)を変化させること、あるいは、コマンドのトリガ数値を変化させることにより、文字の色変更処理の実行タイミングを調整して、歌詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行に適合させているとした上で、同刊行物に示された「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって文字の色変更を」行う、という情報は、本件発明の「色変え幅情報」に当たらないと主張する。

(4) 以上のとおりであるから、甲第4号証刊行物には、本件発明の「色変え指示情報」及び「色変え幅情報」が記載されていないとした、審決の認定判断は誤りであるというべきであり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは、明らかである。

第6°そうすると、その余の原告の主張について検討するまでもなく、原告の本訴請求は理由があることが明らかであるので、これを認容することとし、訴訟費用の 負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所第6民事部 裁判長裁判官 山 下 和 明 裁判官 設 樂 隆 一 裁判官 阿 部 正 幸